

市報第20号 令和3年度 横浜市一般会計補正予算(第4号)についての専決処分報告
(関係部分)

令和3年度一般会計補正予算(第4号)についての専決処分報告

磯子区選出議員の辞職に伴い執行される市議会議員磯子区選挙区補欠選挙に係る所要額について、市長専決処分により補正しました。

【歳入歳出予算補正】

一般会計

1事業

100百万円

※網掛け部分が当局所管

歳入歳出予算補正 市議会議員選挙費 100百万円 [一般財源(前年度繰越金)]

【選挙管理委員会事務局】

<補正内容>

磯子区選出議員の辞職に伴い執行される市議会議員磯子区選挙区補欠選挙について、選挙準備を早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年8月13日に専決処分により補正を行いました。

このため、同条第3項の規定に基づき、令和3年第3回市会定例会で専決処分について報告を行い、承認を求めます。

- ・ 告 示 日：令和3年9月17日(金)
- ・ 投・開票日：令和3年9月26日(日)

財源については、令和2年度決算剰余金(5,389百万円)の2分の1にあたる、前年度繰越金(2,695百万円)の一部を充当しました。

予算議案 54 ページ 予算説明書 56 ページ

参考：地方自治法(抜粋)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

令和3年度9月補正予算案の概要

9月補正予算案では、「新型コロナウイルスワクチン接種への対応」や「検査体制の強化」、「市内飲食店の利用促進」等、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた迅速な対応が必要な事業や、国の当初認証に合わせた必要な事業を補正します。

また、市民生活の安全・安心や市内経済活性化に支障を生じさせないことを基本にしつつ、情勢の変化により執行を休止等した事業の減額補正など、必要な歳入歳出予算補正等を実施します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計 36 事業 39,029 百万円

【債務負担行為補正】

予算外義務負担の追加 1 件（一般会計 1 件）
変更 3 件（一般会計 3 件）

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

※網掛け部分が当局所管

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急対策補正 9 事業 37,263 百万円

ア 新型コロナウイルスワクチン接種事業 29,280 百万円〔国費〕

高齢者などに続き、64 歳以下の市民へのワクチン接種を推進するため、所要の対応を行います。

◆ワクチン接種スケジュールの概要

・接種種類別：

【集団】5月17日～12月中旬 【大規模】6月6日～7月31日 【個別】5月24日～8月16日～12月5日

・接種対象：満 12 歳以上

・個別通知：満 12 歳以上の市民に発送済み

◆実施概要

①医療機関等との連携による接種体制構築 16,926 百万円

ア 集団接種／大規模接種 12,768 百万円

・実施方法：【集団】市医師会等に接種にかかる人員の確保、予診、接種等運営全般を委託
【大規模】市立大学 2 病院、市立病院、地域中核病院、市病院協会、市薬剤師会等の協力により予診・接種にかかる人員を確保

・実施場所：【集団】5月から9月まで最大 33 施設、10月から12月中旬まで 18 施設
【大規模】横浜ハンマーヘッド CIQ ホール

- ・実施期間：**集 団** 12月中旬まで
大規模 12月5日まで

イ 個別接種 4,146 百万円

- ・実施方法：市内医療機関において予診、接種等を実施
- ・実施場所：1,900 か所（予定）
- ・医療機関への協力金（接種実施を公表している医療機関のみ）
 - A 接種体制構築協力金：1 医療機関あたり 15 万円／月
 - B 7 月末までの高齢者接種促進協力金：3,000 円／回
 - C 8 月 1 日以降の接種促進協力金：7.5 万円／月（月 50 回以上接種）
15 万円／月（月 100 回以上接種）

ウ 訪問接種 12 百万円

- ・実施方法：外出が困難な高齢者や障害者等の自宅に協力医療機関が訪問し接種を実施
- ・医療機関への協力金：5,000 円／訪問 1 回

②接種会場等の設置・運営 10,011 百万円

- ・集団接種会場・大規模接種会場の会場確保料・利用者協力金等、設営・撤収等準備経費、運営等業務委託
- ・ワクチン配送センターの運営委託

③コールセンター体制強化等 2,343 百万円

- 令和 3 年 3 月 1 日から稼働しているセンターについて、回線数を増やし、接種予約・問合せへの体制をより強化することで、円滑な対応を進めます。
- ・回線数：延べ 3,680 回線 → 延べ 4,980 回線

◆補正内容

ワクチン接種体制の強化にかかる事業費を追加補正

◆予算額推移

（単位：百万円）

2 年度 2 月補正	3 年度当初予算	5 月補正	9 月補正案	2 か年計
1,603	25,027	11,048	29,280	66,958

イ 検査体制強化事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）

3,308 百万円〔国費 948 県費 1,080 一般財源 1,280〕

現下の感染状況を踏まえ、引き続き、必要な感染症対策を実施します。

◆実施概要

①行政検査公費負担 1,532 百万円

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、行政検査として実施する PCR 検査、抗原検査に係る費用の自己負担額を公費で負担します。

- ・件数見込：約 50,000 件／月

②検査患者受入医療機関支援 300 百万円

診療所等に対する行政検査の実施支援を継続することで、市民が身近な医療機関で PCR 検査等を受けられる体制を維持します。

- ・支援金：検査実人数に応じて 10～30 万円／月
- ・実施箇所数：389 医療機関（7 月末時点）

③簡易検体採取所の設置および運営 346 百万円

医療機関などでの検査だけでなく、ドライブスルー方式による検体採取を継続します。

- ・設置箇所数：市内 8 か所
- ・対象者：検査が必要と判断された次の患者のうち自家用車等で設置場所まで来ることができる方
 - A 医師の診察の結果、感染が強く疑われる方
 - B 感染症コールセンター、または区に相談された方のうち感染が疑われる方
- ・検査数：1,280 件／月

④衛生研究所による検体検査 28 百万円

帰国者・接触者外来等で採取した検体の検査を行うとともに、陽性となった検体の変異株スクリーニング検査及び変異解析を行います。

- ・検査件数見込：検体検査 11,100 件（年間）
変異株スクリーニング検査及び変異解析 1,300 件（年間）

⑤その他 1,102 百万円

- ア コールセンターの運営継続：最大 80 回線、24 時間相談受付
- イ 会計年度任用職員の雇用：100 人（事務職 50 人、看護職 50 人）
- ウ 人材派遣：125 人（事務職 45 人、看護職 80 人）

◆補正内容

新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業費を追加補正

ウ 外来受診体制等強化事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）

1,780 百万円〔国費 752 県費 9 一般財源 1,019〕

現下の感染状況を踏まえ、引き続き発熱患者等の受診機会を確保するため、外来受診体制を維持します。

◆実施概要

①医療費公費負担 836 百万円

- ・対象者：『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』に基づく、保健所の入院勧告により入院した患者
- ・件数見込：1,000 件／月

②帰国者・接触者外来の設置および運営 803 百万円

帰国者・接触者外来の開設医療機関に対し、患者受入件数に応じた支援を継続します。

- ・開設数：14 か所
- ・支援金：市保健所の依頼により診察を行った外来患者 1 人あたり 2 万円
- ・件数見込：8,200 人

③休日夜間における診療体制の強化 142 百万円

各区休日急患診療所及び夜間急病センターでの休日夜間の発熱患者対応を継続します。

- ・対応時間等：休日急患診療所（各区 1 か所）日曜・祝日 10 時（一部 9 時）～16 時
夜間急病センター（市内 3 か所）土・日・祝日 20～24 時

◆補正内容

外来受診体制強化にかかる事業費を追加補正

エ クラスタ予防対策強化事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）

491 百万円〔国費 238 一般財源 254〕

現下の感染状況を踏まえ、引き続き、クラスタ予防・対策チーム（Y-AEIT*）によるクラスタの発生防止、早期収束を図ります。

※Y-AEIT：医療機関や高齢者施設等で施設内感染が確認された際、早期に立入調査し、PCR 検査や感染経路の究明、感染拡大防止の指導等を行う。

◆実施概要

- ・Y-AEIT の構成：感染症や公衆衛生を専門とする医師・保健師・保健所職員等
- ・検体採取想定：最大 6,000 検体／月

◆補正内容

クラスタ予防対策にかかる事業費を追加補正

オ 重症・中等症患者等入院受入奨励事業

1,759 百万円〔一般財源〕

入院治療を必要とする陽性患者等の円滑な受入れを促進するため、入院患者を受け入れた医療機関に支援金を支給します。

◆実施概要

①令和2年度下半期及び令和3年度上半期

- ・対象医療機関：陽性患者等の積極的な受入れについて、市と協定を締結した医療機関
- ・対象者：A 陽性患者 B 発熱等疑似症患者
- ・支援額：A 30,000 円（入院1日当たり） B 28,500 円（患者1人当たり）

②令和3年度下半期

- ・対象医療機関：陽性患者等の積極的な受入れについて、市と協定を締結した医療機関
- ・対象者：A 陽性患者 B 発熱等疑似症患者
- ・支援額：A 200,000 円（患者1人当たり） B 1,000,000 円（1病院四半期当たり）

◆補正内容

患者受入の促進にかかる事業費を補正

カ 救急活動費

46 百万円〔一般財源〕

救急隊員等の感染防止対策の徹底を図り、救急搬送を着実に実施するため、感染防止衣の必要数量を追加調達するとともに、感染性廃棄物の処理委託経費を増額します。

◆実施概要

- ・感染防止衣の調達：29 百万円（上衣1万9千着、下衣1万7千着）
- ・感染性廃棄物処理委託：17 百万円

◆補正内容

感染防止対策にかかる事業費を補正

コロナ禍の影響を受けている文化芸術活動の持続化及び市内経済の活性化を図るため、引き続き、文化芸術公演等に対する支援を実施します。

◆実施概要

- ・対象者：文化芸術企画の主催者等
- ・対象事業：令和3年10月～12月に実施されるリアルな文化芸術活動（集客を伴う有料公演・展示）
- ・対象経費：感染症対策費、会場費
- ・補助額（上限）：定員1,000人以上・・・100万円
定員300人～999人・・・15万円
定員150人～299人・・・10万円
- ・想定件数：約320件
- ・スケジュール：10月上旬～ 申請受付開始、順次補助金交付

◆補正内容

文化芸術活動に対する補助金を補正

コロナ禍の影響による経済活動の収縮を防ぎ、市内経済の活性化を図るため、引き続き「新しい生活様式」に対応したMICE開催を進めている主催者を支援します。

◆実施概要

- ・補助内容：安全・安心なMICE（会場開催及び会場とオンラインを併用したハイブリッド形式）開催に必要な経費を助成
- ・対象者：市内でMICEを開催する主催者
- ・対象期間：令和3年10月～4年3月
- ・対象経費：会場費、ハイブリッド会議開催費、感染症予防対策経費等
- ・補助率：1/2（上限3,000千円）
- ・想定件数：約185件
- ・スケジュール：9月 募集開始、10月 交付開始予定

◆補正内容

MICE開催にかかる開催経費や感染症対策経費等に対する補助金を補正

ワクチン接種の進展に合わせて高まることが想定される外出需要や消費意欲を、市内の飲食店や商店街等での消費につなげるため、市内の消費促進に向けた取組を実施します。

◆実施概要

①レシートを活用した市内飲食店利用促進事業（230 百万円）

コロナ禍での時短営業・休業等への協力要請に協力いただき、厳しい経営状況にある飲食店を支援するため、「レシートを活用したポイント還元やキャッシュバック等による市内飲食店の利用促進キャンペーン」を実施します。

- ・ 実施内容：スマホアプリなどを活用して、市内飲食店で発行されたレシートの利用金額に応じたポイント還元やキャッシュバック等を行うキャンペーンを実施。
- ・ 対象店舗：市内飲食店のうち、次の要件を全て満たす店舗
 - ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗
 - ・ 県の「感染防止対策取組書（業種：飲食店等）」が掲示されている店舗
 - ・ 印字レシート（店名・住所の記載されているもの）を発行できる店舗
- ・ ポイント還元等の概要：還元額…レシート記載の利用金額の5%
上限額…1人当たり1万円（利用金額としては20万円）
事業効果額：40億円
- ・ 実施時期：受託事業者決定：令和3年10月～11月
キャンペーン実施：令和3年12月～4年2月

②地域経済活性化事業（20 百万円）

地域の実情に応じた、きめ細かな消費促進策を実施するため、地域のニーズを踏まえた新たな施策を実施する場合に、必要となる経費を支援します。

- ・ 実施内容：地域のニーズを踏まえた新たな消費促進策（例：区内の魅力的な店舗・商品等のPRや商店街等が開催するイベント等）に対する支援
- ・ 実施時期：令和3年10月～4年3月

◆補正内容

市内消費促進に向けた取組にかかる事業費を補正

ア 文化施設整備事業

500百万円〔国費200 市債300〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、港北区民文化センター(仮称)の床取得費について、事業費を追加します。

◆補正内容

港北区民文化センター(仮称)の事業費を補正

イ エキサイトよこはま22推進事業

740百万円〔国費296 市債444〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、「横浜駅西口駅前広場整備事業」の屋根整備について、事業費を追加します。

◆補正内容

中央西口駅前広場及びきた西口駅前広場にかかる整備費を補正

ウ みなとみらい21関連公共施設整備事業

1,029百万円〔国費412 市債617〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、みなとみらい21地区における(仮称)高島水際線デッキ等の整備について、事業費を追加します。

◆補正内容

(仮称)高島水際線デッキ等にかかる整備費を補正

エ 本牧ふ頭再整備事業

144百万円〔国費72 市債72〕

国庫補助事業の認証が当初予算額と比べ増額となったことに伴い、本牧ふ頭の岸壁補修工事等について、事業費を追加します。

◆補正内容

本牧ふ頭B突堤岸壁にかかる整備費を補正

オ 大黒ふ頭自動車専用船岸壁改良事業

152百万円〔国費51 一般財源101〕

国庫補助事業の認証が当初予算額と比べ増額となったことに伴い、大黒ふ頭自動車専用船岸壁の泊地浚渫工事について、事業費を追加します。

◆補正内容

大黒ふ頭T5～T8岸壁にかかる泊地浚渫工事費を補正

カ 新港歩行者デッキ整備事業

100百万円〔国費50 市債50〕

国庫補助事業の認証が当初予算額と比べ増額となったことに伴い、新港地区における回遊性向上のための歩行者デッキの整備について、事業費を追加します。

◆補正内容

新港歩行者デッキにかかる整備費を補正

新型コロナウイルス感染症拡大を受けた緊急的な対応による事業の休止や既存予算の事業進捗や執行状況などを踏まえ、令和3年度当初予算計上額からの減額補正を実施します。

■ 財政総務費 <事務費の執行抑制など見直しによる備品購入費等の減に伴う減額>	▲3 百万円	予算議案 67 ページ 予算説明書 77 ページ
■ 保有土地等活用検討費 <事業者公募にかかる分析等業務委託の執行残による委託料の減に伴う減額>	▲4 百万円	予算議案 67 ページ 予算説明書 77 ページ
■ 納税通知書作成発送等定期課税事務費 <定期課税事務にかかる印刷帳票類の数量精査等による印刷製本費の減に伴う減額>	▲10 百万円	予算議案 67 ページ 予算説明書 77 ページ
■ スポーツ施設管理運営事業 <天井改修等工事の工程変更による工事費等の減に伴う減額>	▲194 百万円	
■ スポーツ国際交流事業 <日韓ジュニアサッカー交流事業等の中止による委託料等の減に伴う減額>	▲6 百万円	
■ 港南区総合庁舎整備事業 <測量委託の実施取り止めによる委託料の減に伴う減額>	▲8 百万円	
■ 区庁舎等耐震性強化事業 <天井改修等工事の工程変更による工事費等の減に伴う減額>	▲191 百万円	
■ コミュニティハウス整備事業 <整備スケジュール等の変更による床取得費等の減に伴う減額>	▲98 百万円	
■ シティプロモーション事業 <プロモーション手法の見直しによる委託料の減に伴う減額>	▲10 百万円	
■ 大型国際会議等誘致・支援事業 <事務事業の縮小による旅費等の減に伴う減額>	▲1 百万円	
■ M I C E 誘致・開催支援事業 <ハマフェスの中止等による負担金等の減に伴う減額>	▲58 百万円	
■ 送迎保育ステーション事業 <利用者数の減による経過措置の終了に伴う減額>	▲15 百万円	
■ 地域ケアプラザ整備事業 <整備スケジュール等の変更による床取得費等の減に伴う減額>	▲152 百万円	
■ ガーデンシティ事業 <ローズ&ガーデンマーケットの中止による負担金の減に伴う減額>	▲5 百万円	
■ 公園・施設別管理運営事業 <公園公開時期の延期等による委託料の減に伴う減額>	▲20 百万円	
■ 市営住宅整備事業 <ひかりが丘住宅住戸改善事業における入札残による工事費等の減に伴う減額>	▲22 百万円	

■横浜高速鉄道株式会社助成費(こどもの国線運営費) ＜線路使用料の精査による補助金の減に伴う減額＞	▲17 百万円
■都市施設等管理費 ＜天井改修工事の設計を踏まえた減に伴う減額＞	▲12 百万円
■エキサイトよこはま 22 推進事業 ＜デッキ整備にかかる検討時期の延期による委託料等の減に伴う減額＞	▲40 百万円
■みなとみらい 21 地区施設管理事業 ＜クイーンモール等管理運営業務の執行残による委託料の減に伴う減額＞	▲10 百万円
■国際コンテナ戦略港湾推進事業 ＜コンテナ貨物集貨事業にかかる負担金等の減に伴う減額＞	▲24 百万円

2. 9月補正予算案で活用する一般財源と市債

(1) 一般財源 4,825 百万円

今回の補正予算案で必要となる一般財源は、減額補正により捻出した一般財源(232 百万円)を控除した後の総額で 4,825 百万円です。これについては、次の通り活用します。

- ・前年度繰越金：1,390 百万円(令和2年度一般会計決算剰余金の1/2(2,695 百万円)のうち、市長専決処分(補正予算:第4号)で活用した100 百万円を除く、2,595 百万円の一部)

予算議案 66 ページ 予算説明書 74 ページ

- ・新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金：3,435 百万円(活用可能額：6,898 百万円)

(参考) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況

(単位：百万円)

単独/補助	交付限度額 A	予算計上額 B	執行見込額 C	差引 A-B	差引 A-C
地方単独事業分	32,478	34,613	32,001	▲2,135	477
国庫補助事業分	※ 9,887	7,287	5,646	2,600	4,241
事業者支援分	2,180	—	—	2,180	2,180
計	44,545	41,900	37,647	2,645	6,898

※ 国庫補助事業分の令和3年度交付限度額については、今後国から通知予定

(2) 市債 915 百万円

今回の補正予算案では、国の認証増に伴う公共事業補正などにより、915 百万円の市債発行を計上しています。これについては、令和2年度決算の発行残(3,239 百万円)を活用します。

(今回の補正額を加えた、令和3年度の市債活用額：1,727 億円)

3. 債務負担行為補正（予算外義務負担の追加・変更）

（1）一般会計

ア 新たに予算外義務負担の設定を行うもの

事 項	期 間	限度額
西柴地域ケアプラザ（仮称）及び西柴コミュニティハウス（仮称）用床取得に係る予算外義務負担	令和4年度	300百万円

【設定理由】

令和4年度の床取得にかかる予算外義務負担を新たに設定します。

イ 予算外義務負担の変更を行うもの

事 項	期 間	限度額	
青葉公会堂及び青葉スポーツセンター天井改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	変更前	320百万円
		変更後	510百万円

事 項	期 間	限度額	
栄公会堂及び栄スポーツセンター天井改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	変更前	230百万円
		変更後	390百万円

【変更理由】

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場として使用したことに伴う天井改修等工事にかかる工程の見直しにより、年度ごとの出来高変更が生じるため、予算外義務負担の限度額を変更します。

事 項	期 間	限度額	
末吉橋架替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和元年度から 令和10年度まで	変更前	5,000百万円
		変更後	5,800百万円

【変更理由】

末吉橋架替工事について、施工に支障となる地中埋設物を撤去する工事を追加で実施するため、予算外義務負担の限度額を変更します。

◆添付資料

資料1 令和3年度9月補正予算案について《総括表》

資料2 令和3年度一般会計補正予算（第3号）についての専決処分報告

令和3年度9月補正予算案について 《総括表》

資料 1

1 歳入歳出予算補正

一般会計

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急対策補正

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
文化	芸術文化支援事業	49	0	0	0	0	49
文化	M I C E 誘致・開催支援事業	300	0	0	0	0	300
経済	市内飲食店等消費促進事業	250	0	0	0	0	250
健福	検査体制強化事業 (新型コロナウイルス感染症対策事業)	3,308	948	1,080	0	0	1,280
健福	外来受診体制等強化事業 (新型コロナウイルス感染症対策事業)	1,780	752	9	0	0	1,019
健福	クラスター予防対策強化事業 (新型コロナウイルス感染症対策事業)	491	238	0	0	0	254
健福	新型コロナウイルスワクチン接種事業	29,280	29,280	0	0	0	0
医療	重症・中等症患者等入院受入奨励事業	1,759	0	0	0	0	1,759
消防	救急活動費	46	0	0	0	0	46
緊急対策補正 (9事業) 小計		37,263	31,217	1,089	0	0	4,956

(2) 国の認証に合わせた補正

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
文化	文化施設整備事業	500	200	0	0	300	0
都市整備	エキサイトよこはま22推進事業	740	296	0	0	444	0
都市整備	みなとみらい21関連公共施設整備事業	1,029	412	0	0	617	0
港湾	本牧ふ頭再整備事業	144	72	0	0	72	0
港湾	大黒ふ頭自動車専用船岸壁改良事業	152	51	0	0	0	101
港湾	新港歩行者デッキ整備事業	100	50	0	0	50	0
国の認証に合わせた補正 (6事業) 小計		2,665	1,080	0	0	1,483	101

(3) 情勢の変化等を踏まえた減額補正

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
財政	財政総務費	▲ 3	0	0	0	0	▲ 3
財政	保有土地等活用検討費	▲ 4	0	0	▲ 2	0	▲ 2
財政	納税通知書作成発送等定期課税事務費	▲ 10	0	0	0	0	▲ 10
市民	スポーツ施設管理運営事業	▲ 194	▲ 24	0	0	▲ 149	▲ 21
市民	スポーツ国際交流事業	▲ 6	0	0	0	0	▲ 6
市民	港南区総合庁舎整備事業	▲ 8	0	0	0	0	▲ 8
市民	区庁舎等耐震性強化事業	▲ 191	▲ 27	0	0	▲ 159	▲ 5
市民	コミュニティハウス整備事業	▲ 98	0	0	0	▲ 91	▲ 7
文化	シティプロモーション事業	▲ 10	0	0	0	0	▲ 10
文化	大型国際会議等誘致・支援事業	▲ 1	0	0	0	0	▲ 1
文化	M I C E 誘致・開催支援事業	▲ 58	▲ 30	0	0	0	▲ 28
こ青	送迎保育ステーション事業	▲ 15	▲ 7	0	0	0	▲ 8
健福	地域ケアプラザ整備事業	▲ 152	0	0	0	▲ 144	▲ 8
環創	ガーデンシティ事業	▲ 5	0	0	0	0	▲ 5
環創	公園・施設別管理運営事業	▲ 20	0	0	0	0	▲ 20
建築	市営住宅整備事業	▲ 22	▲ 8	0	0	▲ 13	▲ 1
都整	横浜高速鉄道株式会社助成費 (こどもの国線運営費)	▲ 17	0	0	0	0	▲ 17
都整	都市施設等管理費	▲ 12	0	0	0	▲ 12	0
都整	エキサイトよこはま22推進事業	▲ 40	0	0	0	0	▲ 40
都整	みなとみらい21地区施設管理事業	▲ 10	0	0	0	0	▲ 10
港湾	国際コンテナ戦略港湾推進事業	▲ 24	0	0	0	0	▲ 24
減額補正(21事業) 小計		▲ 899	▲ 97	0	▲ 2	▲ 568	▲ 232
		補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
一般会計(36事業) 合計		39,029	32,201	1,089	▲ 2	915	4,825

※「一般財源」欄は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(3,435百万円)を含んだ数値

(単位：百万円)

【参考】3年度予算額の推移	事業費	国費	県費	その他	市債	一般財源
当初予算	2,007,261	377,288	94,186	332,310	93,790	1,109,687
3月専決	1,822	1,822	—	—	—	—
5月補正	14,685	14,180	50	—	—	454
7月専決	1,810	1,810	—	—	—	—
8月専決	100	—	—	—	—	100
9月補正	39,029	32,201	1,089	▲ 2	915	4,825
現計予算	2,064,706	427,301	95,325	332,309	94,705	1,115,066

2 債務負担行為補正

一般会計

(単位：百万円)

局名	名称・設定期間	限度額	国費	県費	その他	市債	一般財源
健福	西柴地域ケアプラザ（仮称） 及び西柴コミュニティハウス （仮称）用床取得に係る予算 外義務負担	R 4 300	0	0	0	289	11
市民	青葉公会堂及び青葉スポーツ センター天井改修等工事請負 契約の締結に係る予算外義務 負担	補正前 R 4 320	0	0	0	319	1
		補正後 510	18	0	0	481	11
市民	栄公会堂及び栄スポーツセン ター天井改修等工事請負契約 の締結に係る予算外義務負担	補正前 R 4 230	0	0	0	229	1
		補正後 390	30	0	0	357	3
道路	末吉橋架替工事請負契約の締 結に係る予算外義務負担	補正前 R元～R10 5,000	1,265	0	2,700	1,031	4
		補正後 5,800	1,485	0	3,101	1,210	5

令和3年度一般会計補正予算(第3号)についての専決処分報告

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯への支援金の支給に係る所要額について、市長専決処分により補正しました。

【歳入歳出予算補正】

一般会計

1 事業

1,810 百万円

歳入歳出予算補正新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業 1,810 百万円【国費】【健康福祉局】

<補正内容>

国の「緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援について」(令和3年5月)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により生活に困窮している世帯に対して、新たな支援金を支給するための経費を補正しました。

当該支援金の申請期限が11月30日※までと定められており、この中で可能な限り早期に支援金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年7月6日に専決処分により補正を行いました。

このため、同条3項の規定に基づき、令和3年第3回市会定例会で専決処分について報告を行い、承認を求めます。

※ 「『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について』の一部改正について」(令和3年8月)により、申請期限が8月31日から11月30日に延長

・対象者：以下ア～エをすべて満たす世帯

ア 総合支援資金を借入れている世帯

①申請月までに総合支援資金の再貸付最終借入月を迎えている者

②再貸付申請が不承認となった者

イ 世帯収入が次の①、②の合計額を超えていない世帯

①市民税の均等割が非課税となる収入額の1/12

②生活保護の住宅扶助基準額

※1人世帯136,000円、2人世帯192,000円、3人世帯240,000円

ウ 申請日における世帯の資産合計額が基準額以下の世帯

※1人世帯504,000円、2人世帯780,000円、3人以上世帯1,000,000円

エ ハローワークでの職業相談などの求職活動を行うこと、または、生活保護の申請中であること

・支給額（月額）：1人世帯60,000円、2人世帯80,000円、3人以上世帯100,000円

・支給期間：3か月間

・スケジュール：7月8日受付開始 11月30日受付終了

参考：地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。